

基本方針の概要

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材の利用の促進の意義

- 国産材の利用拡大は、**林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備等に寄与**
- 木材は「**カーボンニュートラル**」であり、**調湿性等に優れるほか、心理面・身体面・学習面等での効果も期待される資材**
- 非住宅建築物や中高層建築物の木造化等を促進することにより、脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に貢献**

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

- 各主体の取組
国、地方公共団体、事業者、国民による、**基本理念を踏まえた取組**
- 関係者相互の連携・協力
- 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立
林業・木材産業の事業者による木材の安定供給、適切な伐採・再造林等
- 国民の理解の醸成

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- C L Tや木質耐火部材等の普及**
- 木造建築物の設計・施工に関する**先進的技術の普及**
- 中大規模木造建築物の設計・施工に関する情報提供と人材育成のための研修等**
- 建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報の提供**
- 優良事例等の取りまとめ、木材利用の効果の調査研究及び定量的・客観的評価手法の開発・普及**

2 住宅における木材の利用の促進

- 住宅の設計に関する情報の提供、担い手の育成等

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

- 事業者等に対する**協定制度の積極的な周知**
- 締結の判断基準（法の目的・基本理念・基本方針等との整合）
- 協定に基づく取組を支援することにより木材利用を促進**

4 公共建築物における木材の利用の促進

- 公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物等への波及効果も期待**
- 国・地方公共団体等の公共建築物の整備主体は、コスト・技術面で困難な場合を除き、**積極的に木造化を促進**
- 木造と非木造の**混構造（部材単位の木造化を含む）の採用も検討しつつ木造化を促進**
- 木造化が困難と判断されるものを含め、**内装等の木質化を促進**
- C L Tや木質耐火部材等を含む木材の利用に努める**

5 規制の在り方の検討等

- 安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材利用の推進のための**建築基準の更なる合理化等**

6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

- 公共建築物における木材利用、ホームページやパンフレット等による**積極的な国民への普及啓発**
- 木材利用促進の日（10月8日）・木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発、国民運動化、顕著な功績のある者の表彰**

基本方針の概要

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- コスト・技術面で困難な場合を除き、**原則木造化**
- 国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、**内装等の木質化を推進**
- 製材等のほか、**C L T**や**木質耐火部材**等の活用、**部材単位の木造化等の技術活用**を検討
- 木材を原材料とする**備品**や**消耗品**、**木質バイオマス**を燃料とする**暖房器具等の導入**の推進

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

- 各省各庁の長は、各省計画に、公共建築物における木材の利用の方針（木造化及び内装等の木質化等）、木材の利用の目標（木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分等）、推進体制等を記載

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

- 林業従事者、木材製造業者等は、木材の利用が促進されるように**木材の適切かつ安定的な供給**に努める

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

- 木材製造の高度化に関する計画の内容（目標及び内容、木材製造の高度化の実施期間、必要な資金の額及びその調達方法）

3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

- 国・地方公共団体は、**C L T等の建築用木材**について、**製造に係る技術**、**製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及**を促進

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項

- 地方公共団体は、都道府県方針等において、木材利用の促進のための施策を具体的に記載
- 都道府県又は市町村以外の者が整備する建築物について、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

- 建築物の**ライフサイクルコストへの影響と木材利用の意義や効果を総合的に判断**
- 設計上の工夫により、**ライフサイクルコストを適正化**
- 木質バイオマス**を燃料とする**暖房機器等の導入**にあたり**維持管理コスト**等も考慮

3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

- 地方公共団体は、**関係部局横断的な木材利用促進連絡会議**を設置するよう努める